

# 65歳以上のみなさんへ

## 今年度の介護保険料が決まります

問 地域包括支援課 ☎75-6033 佐賀中部広域連合業務課 ☎40-1135



今年度の介護保険料は、6月に確定した住民税の課税状況などをもとに決定します。決定した保険料の通知書は7月下旬頃に送付します。納め方は次の2種類です。

### ■特別徴収（年金天引き）

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給している人は原則、年金から天引きします。

4月、6月、8月の年金から天引きされる保険料額は仮徴収額です。今回決定する年額保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、10月、12月、2月の3回に分けて年金から天引きします。

なお、年度途中で65歳になった人、佐賀中部広域外から転入した人などは、約6か月後から年金天引き開始となります。

### ■普通徴収（口座振替・納付書）

特別徴収以外の人は、口座振替または納付書で納付します。

4月から7月は仮に算定された保険料額の徴収となりますので、今回決定する年額

お知らせ



保険料額から仮徴収額を差し引いた残りの金額を、8月から3月の8回に分けて納付します。  
○納付には便利な口座振替をぜひご利用ください。

### 低所得者に対する介護保険料の減免

対象者は、介護保険料の減免申請ができません。くわしくは7月下旬に送付する令和3年度保険料の納入通知書に同封しているリーフレットをご確認ください。

新型コロナウイルス感染症や災害、失業、長期入院など特別な事情で、納付が困難となった場合はご相談ください。

## 介護保険高額介護サービス費利用者負担の上限額変更のお知らせ

問 地域包括支援課 ☎75-6033

問 佐賀中部広域連合 給付課 ☎40-1134



介護保険サービスを利用し、利用者負担が高額になった場合、高額介護サービス費を支給しますが、8月利用分から現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が一部変わります。

令和3年7月利用分まで

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●現役並み所得者 同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる人。ただし、同一世帯の第1号被保険者の収入合計が単身383万円未満、2人以上520万円未満のときは、一般世帯になります。	44,400円

令和3年8月利用分から

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●年収約1,160万円以上	140,100円
●年収約770万円以上 約1,160万円未満	93,000円
●年収約383万円以上 約770万円未満	44,400円